

「細則 2 - 6 営業時間外に販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準」の解説

令和 3 年国通知により、給油業務が行われていない時間帯（以下「営業時間外」という。）の給油取扱所において、宅配ボックスの利用やイベント開催などにより、敷地を利活用する運用が認められました。

当該通知を受け、営業時間外に販売等の業務（祭礼またはイベント等の一時的な利用を除く。）を行う給油取扱所は、安全確保に係る具体的な対策である細則 2 - 6 を定める必要があります。

関係通知：【令和 3. 3. 30 消防危 50】

細則 2 - 6 営業時間外に販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準	
定める必要がある施設	給油業務が行われていない時間帯（以下「営業時間外」という。）に、販売等の業務（祭礼又はイベント等の一時的利用を除く。以下同じ。）を行う給油取扱所

第 1 総則

当所の営業時間外における販売等の業務は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「営業時間外に行う販売等の業務に係る基準」に基づき行うものとする。

第 2 営業時間外に行う販売等の業務に係る基準

- 危険物施設の管理及び車両衝突、いたずら、放火等による事故防止に関する事項
 - 所長は、安全に販売等の業務を行うことができる場所を指定するものとする。
 - いたずら又は給油設備等の誤作動を防止するため、屋内外の給油に関する設備に対して保護カバー又はノズルの施錠及び電源遮断等の措置を行うものとする。
 - 施設利用に供さない部分は、施錠を行うものとする。
 - 車両及び勤務員以外の者が、危険物を取り扱う場所に進入しないように進入禁止区域を設定し、パイロン、ロープ、進入防止柵等で進入禁止区域を明示するものとする。
 - 施設内に不必要な物件を放置しないものとする。
 - 裸火等の器具の使用を禁止するものとする。
- 火災及び漏えい事故等の緊急時の措置に関する事項
 - 消火器を有効に配置するものとする。
 - 利用者等が目にしやすい場所に緊急時の対応（緊急時連絡先、事故時における具体的な措置及び指示事項等）等を掲示するものとする。
 - 原則、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者が常駐し保安管理を行うものとする。
 - 危険物保安監督者等の給油取扱所関係者が常駐できない場合は、遠隔監視を行うものとする。また、不在時の責任の所在を明確にし、防火管理体制及び緊急時の体制を構築するものとする。
 - (4)の措置を実施する場合は、必要に応じて、事前に管轄の消防署と協議を行うものとする。
- 利用者の避難管理に関する事項

販売等を行う事業者は、利用者数を制限、管理するとともに、利用者の避難経路を確保するものとする。

4 その他

「販売等の業務」とは、**危規則第 40 条の 3 の 6 第 1 項（* 1 参照）に規定する業務**です。

営業時間内にも、屋外で販売等の業務を行う場合は、当該細則に加え、**細則 2 - 5 も作成してください。**

営業時間外に祭礼またはイベント等の一時的利用を行う場合は、「資料提出」が必要になります。
詳細については管轄の消防署までお問い合わせください。

危険物を取扱う場所の例として、**給油空地等及び危規則第 40 条の 3 の 4 第 2 号（* 2 参照）に規定する部分**が挙げられます。
詳細については、管轄の消防署までお問い合わせください。

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

* 1 危規則第 40 条の 3 の 6 第 1 項（e - G o v 法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_40_3_6

* 2 危規則第 40 条の 3 の 4 第 2 号（e - G o v 法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_40_3_4